

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名	給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務 全項目評価書
評価実施機関名	国土交通大臣
提出日	令和7年7月17日
概要説明日	令和7年7月30日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 特定個人情報ファイル(給水装置工事主任技術者ファイル)	4
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	11
○ 総評	12
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報
ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、国土交通省が給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国土交通省が給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務を実施するために使用する、国家資格等情報連携・活用システムへの接続は令和7年9月以降に予定されており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施した。なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務における番号制度への対応は、国土交通省水管理・国土安全局水道事業課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、それぞれが責任を負うことができる部署である。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容において、資格保有者から提出される各種申請書等に記載された個人番号を国家資格等情報連携・活用システムに登録し、固有の識別子と紐付けること等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、資格保有者にとって資格取得・更新等の手続時の添付書類を省略することが可能となり、資格管理者にとっては登録原簿の正確性を保つことが可能となるメリット等についても具体的に記載されている。
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.4 ～ P.5	I 2. ②	問題は認められない	
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.4 ～ P.5	I 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.6	I 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.6	I 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.7 ～ P.8	I (別添1)	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(9) 特定個人情報 ファイルを取り扱う プロセスにおいて特 定個人情報の漏え いその他の事態を 発生させるリスク を、特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の実態に 基づき、特定して いるか。	—	—	P.15 ～ P.31	Ⅲ、Ⅳ	問題 は 認め られ ない	全項目評価書に例示されている各リスクに どのように対応しているかが具体的に記載 されている。
(10) 特定されたリス クを軽減するために 講ずべき措置につ いての記載は具体 的か。 (11) 記載されたリス クを軽減させるた めの措置は、個人 のプライバシー等 の権利利益の侵害 の未然防止、国民 ・住民の信頼の確 保という特定個人 情報保護評価の目 的に照らし、妥当 なものか。	⑨ 特定個人情報フ ァイルの取扱いに ついて自己点検・ 監査や従業員に 対する教育・啓 発を行っている か。	70. 評価書に記載した とおりに運用がな されていること等 について、評価の 実施を担当する部 署自らが、どのよ うに自己点検する か具体的に記載し ているか。	P.31	Ⅳ 1. ①	問題 は 認め られ ない	自己点検については、国土交通省情報セ キュリティポリシー及び関係規程に規定さ れている事項について定期的に職員による自 己点検を行い、その点検結果について情報 システム責任者が確認を行うこと、監査につ いては、国土交通省情報セキュリティポリ シー及び関係規程の遵守状況等について、 定期に及び必要に応じて内部監査を実施す ること等が具体的に記載されており、特定個 人情報保護評価の目的に照らし、妥当であ る。 従業員に対する教育・啓発については国土 交通省情報セキュリティポリシー及び関係規 程並びに特定個人情報の適正な取扱いに関 するガイドラインで求められる必要な教育・研 修を行うこと等が具体的に記載されており、 特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		71. 評価書に記載した とおりに運用がな されていること等 について、どのよ うに監査するか具 体的に記載してい るか。	P.31	Ⅳ 1. ②	問題 は 認め られ ない	
		72. 特定個人情報を取 り扱う従業員等 に対しての教育・ 啓発や違反行為 をした従業員等 に対する措置に ついて具体的に 記載しているか。	P.31	Ⅳ 2.	問題 は 認め られ ない	
		73. 国民・住民等から の意見聴取により 得られた意見を 踏まえて評価書 のどの箇所をど のように修正した かを具体的に記 載しているか。	P.33	Ⅵ 2. ⑤	問題 は 認め られ ない	寄せられた意見がなかったことが記載され ている。
(12) 個人のプライ バシー等の権利利 益の保護の宣言 は、国民・住民の 信頼の確保という 特定個人情報保護 評価の目的に照 らし、妥当なもの か。	—	—	P.1	表紙	問題 は 認め られ ない	国土交通省は、給水装置工事主任技術者 の免状の交付に関する事務における、特定 個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取 扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼすものであることを認識し、特 定個人情報の漏えいその他の事態を発生さ せるリスクを軽減させるために適切な措置を講 ずることをもって、個人のプライバシー等 の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言している。

特定個人情報ファイル
(給水装置工事主任技術者ファイル)

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.9	II 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため及び必要な者には当該登録によりデジタル資格情報の表示が可能であること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 特定個人情報の入手・使用について、専用線を利用して入手すること、個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更を行う際に、本人を特定するためなどに使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システムに係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することから委託が必要であること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、保管・消去)について具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.9	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.12	II 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.12	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.13	II 6. ①	問題は認められない	
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.13	II 6. ②	問題は認められない			
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.13	II 6. ③	問題は認められない			

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入力しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.15	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>目的外の入手が行われるリスク対策として、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能の制限を行うこと、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後にすること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、マイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TLS/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、国家資格等情報連携・活用システムとの接続については、専用線及び通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.15	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.17	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.17	Ⅲ 2. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、当該職員が所掌する資格以外の資格情報を閲覧できない仕組み等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって国家資格等情報連携・活用システムを不正に使用されるリスク対策として、原則、IDとパスワードを用いた認証方法とすること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ、操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、特定個人情報ファイルが含まれるデータベースに暗号化を施し、万が一複製されても復号できない措置を講じること、権限のあるもの以外、複製は行えない仕組みとすること、操作履歴の確認により、不正な操作が行われていないことの確認を行うこと、許可された電子記録媒体に限定して使用できるようにシステムを実装し制御すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19 ～ P.20	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19 ～ P.20	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19 ～ P.20	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19 ～ P.20	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.21	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし			

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	システムの運用等業務及び国家資格等情報連携・活用システムの運用等業務を委託することとしているが、委託先事業者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS (ISO/IEC27001)等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならないこと、情報システム責任者等は必要に応じて調査を行い、調査の結果、不適切と認められる場合、是正を指示すること、情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認すること、必要に応じて再委託先事業者への立入検査の実施を依頼すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.23	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.24	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、ログイン時の利用者認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、中間サーバーと団体についてはGSSネットワークや総合行政ネットワーク等の高度なセキュリティを維持した回線による接続することで漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されている。 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク対策として、中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないこと等が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク6:	問題は認められない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために 行っている物理的な対策について具体的に記載してい るか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目 的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 7. リスク1:⑤	問題 は 認め られ ない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために 行っている技術的な対策について具体的に記載してい るか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目 的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 7. リスク1:⑥	問題 は 認め られ ない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、 原因、影響、重大事故発生時への対応等について具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人 情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 7. リスク1:⑨	問題 は 認め られ ない	
	⑧特定個人情 報の保管・消去 について、特定 されたリスクを 軽減するために 講ずべき措置を 具体的に記載し ているか。記載 された対策は、 特定個人情報保 護評価の目的 に照らし妥当 なものか。	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の 内容について具体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.29	Ⅲ 7. リスク1:⑨	問題 は 認め られ ない	物理的対策として、国家資格等情報連携・活 用システムのパブリッククラウド環境について は、委託先事業者がパブリッククラウド事業者 を選定する際の調達要件として、政府情報シ ステムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に おいて登録されたサービスか、 ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの 認証を取得している者で、かつ、「政府情報シ ステムにおけるクラウドサービスの利用に係る基 本方針」等による各種条件を満たしている者 が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を 適切に実施していることを確認できること、オン プレミス環境については、委託先事業者がオン プレミス環境を構築する際の調達要件として、 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の 認証と同等以上の認証を取得しており、物理的 対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施 されていることが確認できること等が具体的に 記載されており、特定個人情報保護評価の目 的に照らし、妥当である。
66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を 具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個 人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P.29	Ⅲ 7. リスク1:⑩	問題 は 認め られ ない	技術的対策として、クラウドマネージドサー ビス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行うこと、 パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通 信には、当該環境間のVPN接続等による通信 内容の秘匿や漏えい防止が可能なパブリック クラウドサービスを使用すること、運用保守拠点 とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環 境との通信には、当該環境間のVPN接続等によ る通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なネッ トワーク回線を使用すること等が具体的に記載 されており、特定個人情報保護評価の目的に 照らし、妥当である。	
67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っ ている措置を具体的に記載しているか。記載された対 策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当な ものか。		P.30	Ⅲ 7. リスク2:	問題 は 認め られ ない	特定個人情報が消去されずいつまでも存在 するリスク対策として、マイナポータル内に情報 等は保管されないこと、パブリッククラウド環 境では、データの復元がなされないよう、パブリ ッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準 拠した廃棄プロセスを確保すること、 等が具体的に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥当である。	
68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安 全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になってい るか等について具体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当 なものか。		P.30	Ⅲ 7. リスク3:	問題 は 認め られ ない		
69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリス ク及びそれらのリスクへの対策についての記載はある か。		P.30	Ⅲ 7. その 他の リス ク	問題 は 認め られ ない		

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>74. 資格管理事務に当たって、国家資格管理システムを介して申請情報及び資格情報を入手し、使用するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.13 P.15 P.19 ～ P.21</p>	<p>Ⅲ 2. リスク3 等</p>	<p>問題は認められない</p>	<p>国家資格等情報連携・活用システムの運用におけるリスク対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行うこと ・個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)の制限を行うこと ・保守等に使用する端末に関しては、USBメモリ等の外部記憶媒体を物理的に接続できないように制御及び管理されていること ・特定個人情報を電子記録媒体により移送する場合は、施錠可能な保管庫に保管し、利用する場合は情報システム責任者等の承諾を必要とすること <p>住基連携サーバー及び本人確認端末(専用端末)の運用におけるリスク対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止すること ・不正な操作が行われていないことについて、操作履歴(操作ログ)を適時確認すること ・専用端末では、許可された電子記録媒体に限定して使用できるようにシステムを実装し制御すること <p>等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>

【総評】

- (1) 給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 資格情報を含む特定個人情報を入手し、国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。今後リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策について、国家資格等情報連携・活用システムとの接続はVPN等とするとともに、各システム間の通信の暗号化等を行うことにより、通信のセキュリティを維持すること、また、電子記録媒体は情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から電子記録媒体を持ち出す際は施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行うこと等が記載されている。特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することが重要である。
- (5) 委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (6) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務の開始やシステム変更に伴い、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。